

## 郡山市障害者授産支援事業実施要綱

平成12年 3月29日制定

平成20年 3月28日改正

平成21年 3月27日改正

平成25年 3月27日改正

平成26年 3月28日改正

[ 保健福祉部障がい福祉課 ]

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の授産事業を行う施設に対し、郡山市障害者授産支援事業（以下「支援事業」という。）を実施することにより、授産事業を振興するとともに、施設指導員の資質の向上を図り、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 支援事業の対象は、市内に所在する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所として、法第36条の規定により郡山市長の指定を受けた事業所
- (2) 法第5条第25項に規定する地域活動支援センターを運営する事業所として、市の委託を受けた事業所

(事業内容)

第3条 支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設で製作した製品の広報、販路開拓及び販売の支援
- (2) 自主製品開発、生産技術習得等に係る専門技術に関する指導及び助言
- (3) 対象施設に従事する指導員の研修会等の開催
- (4) 対象施設に対する施設運営等に係る指導及び助言

(事業の委託)

第4条 市長は、支援事業を社会福祉法人又は障害者団体等で、適切な事業運営を行うことができると認められるものに委託することができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。